

青森県報

第四千四百九十八号

平成三十年
九月五日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三
- 砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) ……三
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域民局) ……四

告

示

青森県告示第六百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
百石調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九の三	平成 三〇・六・三〇
五戸調剤薬局	三戸郡五戸町字正場沢三の四	〃
五戸東薬局	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三四の一	〃

青森県告示第六百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

平成三十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
坂上歯科	上北郡野辺地町字野辺地二五九の三	平成 三〇・〇・三

青森県告示第六百二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告

示する。

平成三十年九月五日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日 期
百石調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九の三	平成 三〇・六・三〇
五戸調剤薬局	三戸郡五戸町字正場沢三の四	〃
五戸東薬局	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三四の一	〃

青森県告示第六百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、例による生活保護法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

平成三十年九月五日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日 期
	青森県知事 三村 申 吾	

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考																	
1	国 道	一〇一号	<table border="1"> <tr> <td>西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一五八の三から</td> <td>西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野三〇まで</td> </tr> <tr> <td>西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一六二の一から</td> <td>西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野三〇まで</td> </tr> <tr> <td>西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一六二の一から</td> <td>西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野三〇まで</td> </tr> </table>	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一五八の三から	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野三〇まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一六二の一から	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野三〇まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一六二の一から	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野三〇まで	<table border="1"> <tr> <td>後</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td>二八・〇〇〇メートルから</td> <td>二八・〇〇〇メートルから</td> </tr> <tr> <td>二八・〇〇〇メートルまで</td> <td>二八・〇〇〇メートルまで</td> </tr> </table>	後	前	二八・〇〇〇メートルから	二八・〇〇〇メートルから	二八・〇〇〇メートルまで	二八・〇〇〇メートルまで	<table border="1"> <tr> <td>一〇三・〇〇メートル</td> <td>一〇三・〇〇メートル</td> </tr> <tr> <td>九三・〇〇メートル</td> <td>九三・〇〇メートル</td> </tr> <tr> <td>九三・〇〇メートル</td> <td>九三・〇〇メートル</td> </tr> </table>	一〇三・〇〇メートル	一〇三・〇〇メートル	九三・〇〇メートル	九三・〇〇メートル	九三・〇〇メートル	九三・〇〇メートル	
西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一五八の三から	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野三〇まで																							
西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一六二の一から	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野三〇まで																							
西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一六二の一から	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野三〇まで																							
後	前																							
二八・〇〇〇メートルから	二八・〇〇〇メートルから																							
二八・〇〇〇メートルまで	二八・〇〇〇メートルまで																							
一〇三・〇〇メートル	一〇三・〇〇メートル																							
九三・〇〇メートル	九三・〇〇メートル																							
九三・〇〇メートル	九三・〇〇メートル																							

坂上歯科

上北郡野辺地町字野辺地二五九の三

平成
三〇・〇・三

青森県告示第六百二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成三十年九月五日

青森県知事 三村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	指 定 日 期
	名 称	所 在 地		
田中 佳人	独立行政法人 国立病院機構 弘前病院	弘前市大字富野 町一	呼吸器科（呼吸器機 能障害）	平成 三〇・九・一

青森県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第六百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

北浮田町急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱七号と標柱八号を結んだ線は町道北浮田墓地線右側官民地境界線及び町道北浮田中線左側官民地境界線、標柱一号と標柱十号を結んだ線は町道北浮田神社線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽郡鰺ヶ沢町	北浮田町	今須	二五
二	〃	〃	〃	〃
三	〃	〃	〃	二九
四	〃	〃	〃	一五の二
五	〃	〃	〃	三五の二
六	〃	〃	〃	三五の四
七	〃	〃	〃	三〇の一
八	〃	〃	今須前田	三一
九	〃	〃	〃	二〇の二
十	〃	〃	〃	一九の一

公 告

砂利採取業務主任者試験の施行

平成三十年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成三十年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成三十年十一月九日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成三十年十月一日（月）から同月十二日（金）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とし、直接持参する場合は、前記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から正午及び午後一時から午後五時までに提出すること。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影し

提出書類

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影し

